

○文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示の整備等について

平成十七年三月二十八日 一六庁財第四一三号
 各都道府県知事、各都道府県教育委員会、各指定都市市長、各指定都市教育委員会、各中核市市長、各中核市教育委員会、文化庁
 関係各独立行政法人の長あて 文化庁次長通知

このたび、文化財保護法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十一号。以下「改正法」という。）を踏まえ、平成十七年三月二十八日付けで以下に掲げる関係省令及び告示の制定等が行われ、平成十七年四月一日から施行されることとなりました（改正法の趣旨及び概要については、平成十六年十二月二十七日十六庁財第三百二十号文化庁次長通知を参照ください）。

- 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年文部科学省令第七号）
- 登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第八号）
- 登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第九号）
- 重要な文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成十七年文部科学省令第十号）
- 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令（平成十七年文部科学省令第十一号）
- 重要有形民俗文化財指定基準の一部を改正する件（平成十七年文部科学省令第四十二号）
- 重要無形民俗文化財指定基準の一部を改正する件（平成十七年文部科学省令第四十三号）
- 登録有形文化財登録基準の全部を改正する件（平成十七年文部科学

省告示第四十四号）

- 登録有形民俗文化財登録基準（平成十七年文部科学省告示第四十五号）
 - 登録記念物登録基準（平成十七年文部科学省告示第四十六号）
 - 重要な文化的景観選定基準（平成十七年文部科学省告示第四十七号）
 - 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準の一部を改正する件（平成十七年文化庁告示第十二号）
 - 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程の一部を改正する件（平成十七年文化庁告示第十三号）
- つきましては、以下の事項をご了知の上、遺漏のないよう措置されるとともに、関係機関及び域内の市（区）町村等に対して趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。
- なお、このたびの法改正等を踏まえた新たな制度の運用方針等については、追って通知いたします。

記

第一 文化的景観の保護関係
 改正法において文化的景観を新たに文化財として位置付けるとともに、特に重要なものを重要な文化的景観として選定し、保護措置を講ずることとしたことに伴い、以下の省令及び告示を制定したこと。

- 1 重要な文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則関係
- ア 改正法による改正後の文化財保護法（以下「法」という。）第百三十四条第一項の文部科学省令で定める基準

重要な文化的景観の選定の申出に係る文化的景観に関し、都道府県又は市町村が講じる保存のために必要な措置の基準を定めたこと（重要な文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（以下1において「省令」という。）第一条関係）。

（注）① 文化的景観の保護にあたっては、文化的景観が地域におけ

る々の生活又は生業に密接に係ることを、特性によつて管理方法が異なること等から、所有者等に身近な行政主体たる都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）による保護のための組織的・継続的な取組みが必要である。このため、選定の申出を行う都道府県等が講じる必要がある文化的景観の保存のため必要な措置に関する基準には、(i) 文化的景観保存計画を定めていること、(ii) 景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のため必要な規制を定めていること、(iii) 文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を把握していること、を規定することとした。

② 重要文化的景観は、景観計画区域又は景観地区にある文化的景観から選定することとしているため、文化的景観保存計画は、景観法に基づく規制や景観計画、景観農業振興地域整備計画、景観地区に関する都市計画に適合するよう定めること。なお、選定の申出に係る文化的景観のうち、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）内にあるものについては、あらかじめ、景観農業振興整備計画が定められていることが望ましい。

また、文化的景観保存計画を策定するにあたっては、文化的景観における他の公益との調整（例…電気事業法に規定する電気工作物の設置、維持など）に留意すること。

③ 景観計画区域又は景観地区における規制は選択制のため、例えば、土地の形質の変更など文化的景観の保存のために必要な規制が導入されない場合がある。このため、「景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のため必要な規

制を定めていること」を基準として規定することとした。「その他の法律」とは、文化的景観の保存に適切に規制を措置できる法律を指す。例えば、文化財保護法、都市計画法、自然公園法、都市緑地法などが考えられ、地方自治法第十四条のみに基づく条例は該当しない。

なお、条例を定めるに当たっては、文化的景観における他の公益との調整に留意すること。

イ 選定の申出

重要文化的景観の選定の申出に関する選定申出書の記載事項等を定めたこと（省令第二条関係）。

(注) ① 重要文化的景観は、地域における人々の生活又は生業に係る景観地であるため、円滑で継続的な保護措置を講じるために、所有者等の同意を得て、選定の申出を行うこととした。

なお、同意は、所有権等を有する場所、氏名、現住所、同意の旨が記載された書面にて行うことが望ましい。

また、その他関係者との調整が必要な場合には、適宜、当該関係者と調整を行い選定の申出を行うこと。

② 重要文化的景観は、その文化的価値にかんがみて選定するものであるため、選定申出書に記載する「文化的景観の特性」については、文化的な価値に関する特性を記述すること。

ウ 滅失又はき損の届出

重要文化的景観の滅失又はき損の届出書の記載事項等及び届出書を要しない場合を定めたこと（省令第三条及び第四条関係）。

(注) ① 「滅失」とは、文化財としての価値が消失する程度の破損を指す。「き損」とは、文化財としての価値を著しく減じる程度の破損を指す。例えば、重要文化的景観において行われ以下の行為の結果、重要文化的景観の形状の変更等が生じ

たとしても、重要文化的景観の文化財としての価値を焼失させたり、又は、大幅に影響を及ぼすものとは考えられないことから、「滅失又はき損」の届出を必要としない。

○ 通常の農林水産業の生産活動に係る行為（栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理、生實の移動等）

○ 農林漁業を営むために通常必要となる行為（農林漁業を営むために行う土地の形質変更、物置・作業小屋の設置、森林の保全に支障がないものとして法令に基づき行われる行為等）

○ 農林水産業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為（農業構造、林業構造、漁業構造の改善に関する事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業、漁港漁場整備事業、海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する工事の施行に係る行為等）

○ 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく災害復旧工事

② 省令第四条に掲げる行為は、当該行為により、重要文化的景観の文化財としての価値に影響を及ぼす可能性があるが、その実施主体、公益性等にかんがみ、重要文化的景観の選定の解除等につながる可能性が想定されない行為である。

エ 現状変更等の届出

① 重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の届出書の記載事項及び添付書類等を定めたこと（省令第五条関係）。

（注）「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」（以下「現状変更等」という。）とは、重要文化的景観の文化財としての価値を著しく変化させる程度の行為を指す。例えば、以下の行為は、重要

文化的景観において通常行われる行為であることから、文化的景観の現状変更等に当たらず届出を必要としない。なお、省令第四条に掲げる行為についても届出を必要としない。

○ 通常の農林水産業の生産活動に係る行為（栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理、生實の移動等）

○ 農林漁業を営むために通常必要となる行為（農林漁業を営むために行う土地の形質変更、物置・作業小屋の設置、森林の保全に支障がないものとして法令に基づき行われる行為等）

○ 農林水産業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為（地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体以外が行う農業構造・林業構造・漁業構造の改善に関する事業、森林の整備保全に係る事業、漁港漁場整備事業、海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する工事の施行に係る行為等）

○ 公共施設の管理行為全般（公共施設の管理者以外の者が管理者の許可を受けて物件（電柱、地下埋設管等）を設置する行為や当該物件の維持、修繕のために行う工事を含む）

○ 地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行う歴史的風土の維持保存及び施設の整備に必要な事業

○ 「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」に基づく「明日香村歴史的風土保存計画」、「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針」及び「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画」に基づく事業

○ 地方公共団体が緑地保全計画に基づいて行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備

○ 地方公共団体が緑の基本計画に基づいて行う特別緑地保存地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備

○ 地方公共団体が管理協定に基づいて行う管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備

○ 地方公共団体が市民緑地契約に基づいて行う市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備

② 現状変更の届出書及び添付書類等の記載事項等を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならないこととしたこと（省令第六条関係）。

③ 現状変更のうち次のいずれかに該当する場合は、維持の措置の範囲に該当することとしたこと（省令第七条関係）。

○ 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

○ 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

○ 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（注）現状変更に該当する行為であるが、その必要性、緊急性にかんがみ、届出の必要のない行為を「維持の措置」の範囲に該当するものとして規定することとした。

なお、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく災害復旧工事は、法第百三十九条第一項に規定する非常災害のために必要な応急措置に当たり、現状変更の届出を必要としない。

オ 国の所有に属する重要文化的景観の滅失又はき損等の通知

国の所有に属する重要文化的景観の滅失又はき損等の通知の記載事

項等を定めたこと（省令第八条関係）。

2 重要文化的景観選定基準関係

文化的景観を重要文化的景観として選定する場合の基準については、以下のとおりとしたこと（なお、基準の解説については、別添1を参照のこと）。

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

（一）水田・畑地などの農耕に関する景観地

（二）茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地

（三）用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地

（四）養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地

（五）ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地

（六）鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地

（七）道・広場などの流通・往来に関する景観地

（八）垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

第2 民俗技術の保護関係

改正法において民俗技術を民俗文化財の一形態として位置付け、現行の民俗文化財と同様の保護措置を講ずることとしたことに伴い、以下のとおり指定等の基準の関係告示を改正したこと（なお、基準の解説については、別添2を参照のこと）。

1 重要有形民俗文化財指定基準の一部改正関係

民俗技術に係る重要有形民俗文化財を指定する場合の基準については、現行の重要有形民俗文化財指定基準第一項及び第三項を適用することに加え、第二項について、その一部を改正し、第一項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が「技術的特色を示すもの」

に該当し、特に重要なものを追加したこと（改正後の重要有形民俗文化財指定基準第二項第四号関係）。

2 重要無形民俗文化財指定基準の一部改正関係

民俗技術に係る重要無形民俗文化財を指定する場合の基準については、現行の重要無形民俗文化財指定基準の一部を改正し、以下の内容を追加したこと（改正後の重要無形民俗文化財指定基準第三項関係）。

民俗技術のうち、次のいずれかに該当し、特に重要なもの。

- (一) 技術の発生又は成立を示すもの
- (二) 技術の変遷の過程を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの

3 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準の一部改正関係

民俗技術に係る記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財を選択する場合の基準については、現行の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準の一部を改正し、以下の内容を追加したこと（改正後の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準第三項関係）。

民俗技術のうち、次のいずれかに該当し、重要なもの。

- (一) 技術の発生又は成立を示すもの
- (二) 技術の変遷の過程を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの

第3 登録制度の拡充関係

1 登録有形文化財（美術工芸品）関係

改正法において登録有形文化財制度を建造物以外の動産である有形文化財（美術工芸品）にも拡充したことに伴い、以下のとおり関係省令及び告示を改正したこと。

(1) 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則の一部を改正する省令関係

ア 文化財登録原簿及び登録証

① 文化財登録原簿の記載事項を追加したこと（改正後の登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（以下1(1)において「省令」という。）第一条第六号関係）。

② 登録証の記載事項を追加したこと（省令第二条第六号関係）。

③ 登録証の形式を改めたこと（省令第三条及び別記様式関係）。

(注) 登録有形民俗文化財制度の創設により、新たに「登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則」を制定し、登録証に関する規定を設けたことに伴い、登録有形文化財の登録証について、登録有形民俗文化財の登録証との区別を明確にするため、別記様式の「登録証」を「登録有形文化財登録証」と名称変更することとした。

イ 管理に関する届出書

① 登録有形文化財の亡失又は盗難について、届出書の記載事項に追加したこと（省令第十条関係）。

② 所在の場所変更の届出書の記載事項等及び届出を要しない場合等を定めたこと（省令第十一条及び第十二条関係）。

(注) ① 公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合について、建造物以外の動産である登録有形文化財の場合には、一括して公開する場合や一部の物件を交互に公開する場合など様々な場合が考えられるため、より登録を促進する観点から、届出を要しないこととした。（省令第十二条第一項第四号）。

② 所在の場所変更について、緩やかな措置により文化財の保護を図る登録制度の趣旨にかんがみ、当該変更の期間が六十日を超えないときに届出を要しないこととした（省令第十二条一項第五号）。

③ 国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知書

ウ 現状変更及び輸出に関する届出書等
 の記載事項等を定めたこと（省令第十三条関係）。

① 現状変更の届出書の記載事項及び添付書類を追加したこと（省令第十四条第十一号及び第十五条第二号関係）。

② 法第六十四条第二項に規定する維持の措置の範囲に該当するものとして、現状変更のうち、建造物以外の登録有形文化財がき損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該登録有形文化財をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合作を追加したこと（省令第十七条第二号関係）。

（注）建造物以外の動産である登録有形文化財については、登録制度の趣旨にかんがみ、それがき損している場合において、その価値に「著しい」影響を及ぼすことなく登録当時の原状に復する場合には、届出を要しないこととした。

③ 輸出の届出書の記載事項及び添付書類等を定めたこと（省令第十八条及び第十九条関係）。

（注）輸出後の展覧会等に関する事項の記載（輸出後の展覧会等の主催者、名称、会場及び会期、管理方法、保険に関する事項、警備方法）及び添付（輸出後の展覧会等の概要及び会場図面、主催者との協定書）について、登録制度の趣旨にかんがみ、これを要しないこととした。

④ 国の機関が行う輸出の通知の記載事項及び添付書類等を追加したこと（省令第二十条関係）。

エ 改正後の省令の施行の際現に交付されている改正前の別記様式による登録証は、改正後の別記様式による登録証とみなすこととした（登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則の一部を改正する省令附則第二条関係）。

（注）別記様式の「登録証」を「登録有形文化財登録証」と名称変更す

ることとしたことに伴い、登録証に関する経過措置を規定することとした。

(2) 登録有形文化財登録基準の全部改正関係

建造物以外の有形文化財を文化財登録原簿に登録する場合の基準について、現行の登録有形文化財登録基準を改正し、以下の内容を定めることとしたこと（なお、基準の解説については、別添3を参照のこと）。

建造物以外の有形文化財（重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として製作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまともって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの。

一 文化史的意義を有するもの

二 学術的価値を有するもの

三 歴史上の意義を有するもの

2 登録有形民俗文化財関係

改正法において登録有形民俗文化財制度を創設したことに伴い、以下のとおり関係省令及び告示を制定したこと。

(1) 登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則関係

ア 文化財登録原簿及び登録証

① 文化財登録原簿の記載事項を定めたこと（登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（以下2(1)において「省令」という。）第一条関係）。

② 登録証の記載事項及び形式を定めたこと（省令第二条及び第三条関係）。

③ 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、その事実を証明するに足りる書類又は破損した登録証を添えて、その再交付を申請することができることとしたこと（省令第四条関係）。

イ 管理に関する届出書

① 管理責任者選任の届出書の記載事項を定めたこと（省令第五条関係）。

② 管理責任者解任の届出書の記載事項を定めたこと（省令第六条関係）。

③ 所有者変更の届出書の記載事項等を定めたこと（省令第七条関係）。

④ 管理責任者変更の届出書の記載事項を定めたこと（省令第八条関係）。

⑤ 所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項を定めたこと（省令第九条関係）。

⑥ 滅失、き損等の届出書の記載事項を定めたこと（省令第十条関係）。

（注）登録対象として多様な形態のものが想定されるため、き損の場合は、その「程度」ではなく「概要」を記載することとした（同条第八号）。

⑦ 所在の場所変更の届出書の記載事項等及び届出を要しない場合等を定めたこと（省令第十一条及び第十二条関係）。

（注）① 公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合について、一括して公開する場合や一部の物件を交互に公開する場合など様々な場合が考えられるため、より登録を促進するため、届出を要しないこととした（省令第十二条第一項第四号）。

② 所在の場所変更の届出について、登録制度の趣旨にかんがみ、当該変更の期間が六十日を超えないときに届出を要しないこととした（省令第十二条一項第五号）。

⑧ 国の所有に属する登録有形民俗文化財の管理に関する通知の書面の記載事項等を定めたこと（省令第十三条関係）。

ウ 現状変更及び輸出に関する届出書等

① 現状変更の届出書の記載事項及び添付書類等を定めたこと（省令第十四条及び第十五条関係）。

（注）工事その他の行為の施行者等については、登録制度の趣旨にかんがみ、記載を要しないこととした。

② 現状変更の届出書及び添付書類等の記載事項等を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならぬこととしたこと（省令第十六条関係）。

③ 現状変更の届出を要しない場合は、次のいずれかに該当する場合としたこと（省令第十七条関係）。

○ 登録有形民俗文化財の価値に影響を及ぼすことなく、当該登録有形民俗文化財の現状変更を行う場合

○ 登録有形民俗文化財がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執る場合

○ 非常災害のために必要な応急措置を執る場合

○ 他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合

（注）① 登録有形民俗文化財は、生活に密着した身近な技術等により修理等が頻繁に行われるほか、地域の複数の人々によって担われていることを踏まえ、日常生活や地域の実情などに応じて、その価値に影響を及ぼすことなく、当該登録有形民俗文化財の現状変更を行う場合には届出を要しないこととした。

② 「応急の措置」とは、非常災害のために必要な応急措置以外の応急措置であり、所有者等（公物管理関係法令に基づき適正に施設を管理する者を含む。）が、登録有形民俗文化財のき損の拡大又は発生を防止するために、緊急に行う必要があると判断して実施する行為をいう。

④ 輸出の届出書の記載事項及び添付書類等を定めたこと（省令第十八条関係）。

（注）仕向地並びに受取人の氏名等、輸出後における取扱いの予定の概要の記載及び写真等の添付について、登録制度の趣旨にかんがみ、これを要しないこととした。

⑤ 国の機関が行う現状変更又は輸出の通知の記載事項及び添付書類等を定めたこと（省令第十九条関係）。

⑥ 技術的指導を求める場合の書面の記載事項を定めたこと（省令第二十条関係）。

(2) 登録有形民俗文化財登録基準関係

有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する場合の基準については、以下の内容を定めることとしたこと（なお、基準の解説については、別添四を参照のこと）。

有形の民俗文化財（重要有形民俗文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がしているものを除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの。

一 形様、製作技法、用法等において我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの

二 有形の民俗文化財の収集であつて、その目的、内容等が歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの

三 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であつて、我が国民の生活文化との関連を示すものうち重要なもの

3 登録記念物関係

改正法において登録記念物制度を創設したことに伴い、以下のとおり関係省令及び告示を制定したこと。

(1) 登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則関係

ア 文化財登録原簿

文化財登録原簿の記載事項を定めたこと（登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（以下3(1)において「省令」という。）第一条関係）。

（注）登録記念物の「内容」（省令第一条第七号関係）とは、登録記念物の特性にあわせて、立地、規模、歴史的背景、特徴・評価、保存状態・構成要素、調査概要等のうち必要な事項を記載することを想定している。

イ 標識等の設置の基準

① 標識の記載事項を定めたこと（省令第二条関係）。

（注）標識等の素材及び記載の位置等については、登録制度の趣旨にかんがみ、特に限定をかけないこととした。

② 説明板の記載事項等を定めたこと（省令第三条関係）。

③ 標柱及び注意札を設置する場合等を定めたこと（省令第四条関係）。

④ 境界標の記載事項等を定めたこと（省令第五条関係）。

（注）境界標の標識等の素材、大きさ及び記載の位置等については、登録制度の趣旨にかんがみ、特に限定をかけないこととした。

⑤ ①～④に定めるもののほか、標識等の形状等施設の設置に關し必要な事項は、設置者が定めるものとしたこと。また、囲いその他の施設についても同様としたこと（省令第六条及び第七条関係）。

（注）道路上に設置することが見込まれる標識等の設置に關し必要な事項を定める際には、道路管理者と調整を図ること。

ウ 管理に関する届出書

① 管理責任者選任の届出書の記載事項を定めたこと（省令第八条関係）。

（注）管理責任者の職業及び年齢については、登録制度の趣旨にかんがみ、記載を要しないこととした。

② 管理責任者解任の届出書の記載事項を定めたこと（省令第九条関係）。

③ 所有者変更の届出書の記載事項等を定めたこと（省令第十条関係）。

④ 管理責任者変更の届出書の記載事項を定めたこと（省令第十一条関係）。

（注）管理責任者の職業及び年齢については、登録制度の趣旨にかんがみ、記載を要しないこととした。

⑤ 所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項を定めたこと（省令第十二条関係）。

⑥ 滅失、き損等の届出書の記載事項等を定めたこと（省令第十三条関係）。

⑦ 土地の所在等の異動の届出書の記載事項等を定めたこと（省令第十四条関係）。

（注）不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）により、磁気ディスクの登記簿を前提とする規定が本則化されるとともに、紙媒体の登記簿の規定が廃止されたことを踏まえ、土地の所在等の異動が分筆による場合の添付書類として、当該土地に係る登記事項証明書（登記記録に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面）を規定することとした。

⑧ 国の所有に属する登録記念物の管理に関する通知の書面の記載事項等を定めたこと（省令第十五条関係）。

工 現状変更及び輸出に関する届出書等

① 現状変更の届出書の記載事項及び添付書類等を定めたこと（省令第十六条及び第十七条関係）。

（注）現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料及び届出者が発掘担当者以外の場合の発掘担当者の発掘担当承諾書については、登録制度の趣旨にかんがみ、添付を要しない

こととした。

② 現状変更の届出書及び添付書類等の記載事項等を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならぬこととしたこと（省令第十八条関係）。

③ 現状変更のうち次のいずれかに該当する場合は、維持の措置の範囲に該当することとしたこと（省令第十九条関係）。

○ 登録記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該登録記念物をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合

○ 登録記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合において、当該き損又は衰亡の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執る場合

○ 登録記念物の一部がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合であり、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する場合

（注）① 「応急の措置」とは、非常災害のために必要な応急措置以外の応急措置であり、所有者等（公物管理関係法令に基づき適正に公共施設を管理する者を含む。）が、登録記念物のき損又は衰亡の拡大又は発生を防止するために、緊急に行う必要があると判断して実施する行為をいう。

② 登録記念物のうち都市公園については、その維持管理のために行われる行為（例えば、除草、枝打ち、花壇内の土壌の入れ替え、老朽化した公園施設の改修、安全確保のための公園施設の改修や柵の設置など公園を維持管理するために行われる行為）は、現状変更の対象とならず届出を要

しない。

④ 国の機関が行う現状変更の通知の記載事項及び添付書類等を定めたこと（省令第二十条関係）。

⑤ 技術的指導を求める場合の書面の記載事項を定めたこと（省令第二十一条関係）。

(2) 登録記念物登録基準関係

記念物を文化財登録原簿に登録する場合の基準について、以下の内容を定めることとしたこと（なお、基準の解説については、別添五を参照のこと）。

〔遺跡関係〕

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡（史跡及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの。

一 我が国の歴史を理解する上で重要なもの

二 地域の歴史の特徴を表しているもの

三 歴史上の人物等に関するもの

〔名勝地関係〕

公園、庭園その他の名勝地（名勝及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として人文的なものにあつては造成後五十年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの。

一 造園文化の発展に寄与しているもの

二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの

三 再現することが容易でないもの

〔動物、植物及び地質鉱物関係〕

動物、植物及び地質鉱物（天然記念物及び文化財保護法第

百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、国土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの。

一 我が国において作り出された飼養動物及び飼育地

二 我が国において作り出された栽培植物及び生育地

三 動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本

四 前三号に掲げるもの以外の地域独特の自然物又は自然現象

第4 その他

1 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令関係

文化財保護法において条文の枝番号の整理を行ったことに伴い、変更があつた条番号を引用している以下の省令について、当該条番号を変更するなど所要の規定の整備を行うこととしたこと。

○ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号）

○ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財売渡申出書に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第三号）

○ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品給与金支給基準規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第七号）

○ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品及び公開に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第九号）

○ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開に起因する損失の補償に関する規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第六号）

○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）

○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の

許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）

○ 身分証明証票規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第一号）

○ 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第三号）

○ 国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第四号）

○ 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号）

○ 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）

○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）

○ 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び不服申立規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号）

○ 文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十二号）

○ 重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等の氏名変更等の届出に関する規則（昭和三十年文化財保護委員会規則第二号）

○ 重要有形民俗文化財指定書規則（昭和三十一年文化財保護委員会規則第一号）

○ 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則（昭和五十年文部省令第二十九号）

○ 重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則（昭和五十年文部省令第三十号）

○ 伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和五十年文部省令第三十一号）

○ 重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則（昭和五十年文部省令第三十号）

2 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程の一部改正関係文化財保護法において条文の枝番号の整理を行ったことに伴い、変更があった条番号を引用している条項について、当該条番号を変更することとしたこと。

（別添一）

重要文化的景観選定基準

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

- (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
 - (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
 - (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
 - (四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
 - (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
 - (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
 - (七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
 - (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地
- 二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

【解説】

1. 総説

(1) 第一項

第一項各号に掲げる地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地のうち、我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので、数多に存在するものの中から代表的なもの又は希少性が高く他に類例を見ないものを指す。

なお、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地」とは、ある一定範囲の土地において、当該地域の住民の日常生活や住民が生活のため持続的に業を行う中で、地域独特の気候、地質、地形、植物相等を利用して作り出してきた景観地を指す。

(2) 第二項

第一項各号に掲げる景観地が相互に複合又は融合することにより、我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示す景観地を形成し、単独で展開する場合は異なる典型的又は独特の構成・性質が認められるものを対象とするものである。

(3) その他

選定の対象とする景観地については、都市、その近郊や農山漁村のいずれに所在するか問わない。

2. 第一項各説

ア. 分類

第一項各号に定める景観地は、生業及び生活の観点から以下のよう
に分類することができる。

- (一) ～ (六) に定める景観地は、主として生業に関連するもの。
 - (七) に定める景観地は、生業と生活の両者に関連するもの。
 - (八) に定める景観地は、主として生活に関連するもの。
- イ. 各号の解説

(一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地

棚田・谷津田などのように地形及び農法等との関連で独特の構造を有する水田、「はさ木」等の農耕に関連する独特の施設を

伴う水田、条里制等に基づく開発地割など歴史上の価値を持つ遺跡と関連する水田又は畑地、急傾斜面に造成された段々畑、平地又は緩傾斜地に展開する畑地、防風林や境界林を伴う畑地、食害を防止するために築かれた「シン垣」を伴う畑地等を指す。

用語解説「棚田」

水田

「谷津田」

谷津と呼ばれる低湿地にある湿田

「はさ木」

刈り取ったイネを掛けて乾燥させるために、畦畔の立木等に横木をわたして造った施設

「条里制」

古代の土地区画制度

「段々畑」

山腹などの傾斜地に、段を設けるように作った畑

「シン垣」

猪や鹿などから農作物をまもるために、耕作地と山林原野の境界付近に構築された垣

(二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地

茅葺き屋根の材料の調達を目的とする「茅野」、林場等の採草や放牧のための「茅場」、牛馬の生産飼育を目的とする「牧野」、「野焼き（火入れ）」を行うことにより管理された草地等を指す。

用語解説「茅野」

茅葺き屋根の材料とするススキなどを刈り取るために管理された草地

「茅場」

林場等の採草を目的とする草地や放牧を営むために管理された草地等

「牧野」

牛馬の生産飼育を目的として採草・放牧等に利用されている野草地及び牧草地等（森林を含む）

「野焼き（火入れ）」

新しい草がよく生えるように、春のはじめに枯れ草に火をつけて野を焼くこと

(三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地

木材生産を目的とする用材林、防風林・防潮林・鉄道林等の防災を目的として人為的管理により成立した森林、薪や木炭の原料の生産を目的とする薪炭林、シイタケ・タケノコ等の林産物の生産を目的とする二次林・竹林、生息生物等の狩猟・採集の場となっている森林を指す。

用語解説「用材林」

木材生産を目的とする森林

「防風林」

風害を防ぐために設けた森林

「防潮林」

潮害を防ぐために設けた森林

「鉄道林」

鉄道を自然災害から守るための森林

「薪炭林」

薪や木炭の原料の生産を目的とする森林

森林

(四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地

養殖いかだを用いた養魚及び海苔ひびを用いた海苔生産などの人工養殖のほか、定置網漁等の漁ろうによって形成された漁場を指す。

用語解説「養殖いかだ」

魚介・海藻などを人工的に飼養して繁殖（飼育・繁殖）させるためのいかだ

「海苔ひび」

養殖する海苔を付着させるため、浅い海中に立てる木や竹の枝

「定置網漁」

移動する魚の通路に網を仕掛けて捕らえる漁法

「定置網漁」

移動する魚の通路に網を仕掛けて捕らえる漁法

「定置網漁」

移動する魚の通路に網を仕掛けて捕らえる漁法

「定置網漁」

移動する魚の通路に網を仕掛けて捕らえる漁法

「定置網漁」

移動する魚の通路に網を仕掛けて捕らえる漁法

(五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地

水系・海洋との有機的な関係に意義を有するため池・水路・

水門・堰・橋梁・棧橋・運河・渡し場・港（湊）のほか、河川・湖沼・湧き水などの水系及びそれらと一体となって生育する河畔林・葦原などの景観地を指す。

用語解説「ため池」

灌概・防火などの用水をためておく人工の池

「堰」

水を他へ引いたり流量を調節したりするため、川水をせきとめる所

「橋梁」

河川・溪谷・運河などの上に架け渡し、道路・鉄道などを通す構築物

「棧橋」

谷間の崖などに高く架け渡した橋。港で、船を横づけにするために陸から海に突き出して設けた構造物

「運河」

給排水、灌概、船舶の航行などのために、陸地を掘り開いて造った人工の水路

「港（湊）」

海が陸地に入り込んだ地形を利用したり、防波堤を築いたりして、船舶が安全に停泊できるようにした所。

「河畔林」

河のほとり（河岸）に叢生する樹林

「葦原」

葦の多く生えている所

(六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地

金・銀・銅山その他の金属鉱山、石材採掘場、及びそれらに関連する施設により形成された独特の景観地、湧き水・土壌など地域固有の資源又は立地等地域に独特の諸条件に基づき発展した工場群などから成る景観地を指す。

用語解説「鉱山」

地中から鉱物を採掘する場所や事業所。金山・銅山・鉄山など。

「採石場」

安山岩や砂岩など一般用岩石を採掘

している所

「製造」

原料に手を加えて製品にすること

(七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地

街道筋、社寺の門前の通りなど物資の流通及び人々の往来を含
むさまざまな生活活動の積み重ねにより蓄積され、継続的に利用
されてきた特徴ある道・広場（場合によっては周辺の施設等を含
む）などの景観地を指す。

用語解説「流通」

貨幣・商品などが経済界や市場で移
転されること

「往来」

行ったり来たりすること。人の行き
来する道路。街道

(八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

地形や気候に基づき垣根（生け垣・防風石垣）・屋敷林などを
伴うことによって典型的又は独特の居住の在り方を示す景観地を
指す。

用語解説「屋敷林」

屋敷の周囲に防風や防火のために植
えた樹林

「生け垣」

丈の低い樹木を植え並べてつくった
垣根

「防風石垣」

家や庭の区画を限るための囲いや仕
切り

(別添二)

重要有形民俗文化財指定基準、重要無形民俗文化財指定基準及び記録作成
等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準の一部を改正する件（民
俗技術関係）

※下線部分が改正部分

(1) 重要有形民俗文化財指定基準

一 (略)

二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等
が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

(一) (二) (三) (略)

(四) 技術的特色を示すもの

(五) (六) (略)

三 (略)

(2) 重要無形民俗文化財指定基準

一・二 (略)

三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

(一) 技術の発生又は成立を示すもの

(二) 技術の変遷の過程を示すもの

(三) 地域的特色を示すもの

(3) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

一・二 (略)

三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

(一) 技術の発生又は成立を示すもの

(二) 技術の変遷の過程を示すもの

(三) 地域的特色を示すもの

四・五 (略)

【解説】

① 「民俗技術」について

「民俗技術」に関する法律上の定義はないが、生計を賄うために用いら
れてきた生業に関する技術や、日常生活において用いられてきた衣食住
に関する技術（生活維持のための技術）等を指す。これらは、無形の

民俗文化財として保護の対象となるほか、これらの技術で使用された用具、施設等についても、有形の民俗文化財として保護の対象となる。

② 「技術的特色を示すもの」について

民俗技術の中で特定の発達段階の特色を示すものをいう。例えば、和船造りの諸技術に用いられる用具などをいう。

③ 「技術の発生又は成立を示すもの」について

民俗技術の中で、その後の技術の展開の基礎となるような基盤的な技術をいう。例えば、切る、割る、挽くなどの木材加工技術などをいう。

④ 「技術の変遷の過程を示すもの」について

民俗技術の発達や伝播の過程の中で、新たな技術段階への変遷の過程を示すものをいう。例えば、和船造りの諸技術などをいう。

⑤ 「地域的特色を示すもの」について

民俗技術のうち製作技術や使用方法などに地域的特色が顕著に認められるものをいう。例えば、その地方独自の素材を利用した鋤や鍬など農具製作技術などをいう。

(別添三)

登録有形文化財登録基準の全部を改正する件(美術工芸品関係)

建造物以外の部

建造物以外の有形文化財(重要文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として製作後50年を経過したものであつて歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したものであつて若しくは網羅的に収集されたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

一 文化史的意義を有するもの

- 二 学術的価値を有するもの
- 三 歴史上の意義を有するもの

【解説】

① 「製作後五十年を経過したもの」について

製作されてから五十年経過した物件のこと。五十年という期間は、物件の価値を評価するにおいて凡そ適当と思われる期間。

② 「歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの」について

「歴史的にまとまって伝存したもの」とは、特定の場所に長い間まとまって伝えられてきたものをいう。

例えば、諸大名家旧蔵の多量の文化財や鉱山の経営に関する書簡・記録類、社寺・日家に伝わっている史料等である。

「系統的にまとまって伝存したもの」とは、ある一定のテーマや関心に基づいて長い間まとまって伝えられてきたものをいう。

例えば、ある作家の作品の大部分が伝えられてきたものや特定の産業に関する古文書や器具類等である。

③ 「系統的若しくは網羅的に収集されたもの」について

「系統的に収集されたもの」とは、ある一定のテーマや関心に基づいて集められたものをいう。

例えば、「陶磁器」「漆器」等のコレクションや洋学者等に関する資料を集めたもの等である。

「網羅的に収集されたもの」とは、特定の分野のものがほぼ欠けることなく集められたものをいう。

例えば、鉄道関係資料のコレクションや南蛮関係資料等について集中的に集められた資料等である。

④ 「文化史的意義を有するもの」について

我が国の文化の特色を示すものであつて、文化史を構成する上で重要

なものという。

⑤ 「学術的価値を有するもの」について

諸学問において一定の評価がされているものであって、重要なものをいう。

⑥ 「歴史上の意義を有するもの」について

我が国の歴史に影響を与えたものであって、重要なものをいう。

(別添四)

登録有形民俗文化財登録基準

有形の民俗文化財（重要有形民俗文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 形様、製作技法、用法等において我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- 二 有形の民俗文化財の収集であって、その目的、内容等が歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの
- 三 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であって、我が国民の生活文化との関連を示すもののうち重要なもの

【解説】

① 「我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの」について

日常生活にかかる、衣・食・住、生産生業、交通・運輸・通信、交易、社会生活、信仰、民俗知識、民俗芸能・娯楽・遊戯、人の一生、年中行事に関する風俗慣習、民俗芸能及び民俗技術にかかる用具・施設で、わが国民の生活文化の推移を知る上で重要なものであって、同種のものの

うち特徴を最もよく表しているものをいう。

② 「有形の民俗文化財の収集」について

一定の意図をもって集められたコレクションのことをいう。例えば、農耕用具や船大工用具のコレクションなどをいう。

③ 「歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの」について

有形の民俗文化財のコレクションの文化的価値の判定の視点を列記したものである。例えば、「歴史的変遷」や「時代的特色」については、実年代に基づく時間ではなく、素材や形態等に着眼した様式論的な変遷や特色を意味するものである。また、「地域的特色」とは、その地方独自の素材の利用や使用法などにみられる特色であり、「技術的特色」とは、民俗技術の中で特定の発達段階の特色を示すものである。さらに、「生活様式の特色」又は「職能の様相」とは、当該民俗文化財を製作又は使用した人々の生活様式の特色や職能の有り様を示すものであり、具体的には、生活様式の特色とは、暮らしぶりの特色に着目し、職能とは、商人、職人などの職種に着目するものである。

④ 「我が国民の生活文化との関連を示すもののうち重要なもの」について
我が国民以外の人々の使用・製作した有形の民俗文化財又はその収集であって、我が国への生活文化の伝播や、比較等により我が国民の生活文化の特色を理解する上で重要なものをいう。例えば、国内に所在する東南アジアの農耕用具類のコレクションなどをいう。

(別添五)

登録記念物登録基準

〔遺跡関係〕

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡（史跡及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つ

ているものを除く。)のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 我が国の歴史を理解する上で重要なもの
- 二 地域の歴史の特徴を表しているもの
- 三 歴史上の人物等に関するもの

〔名勝地関係〕

公園、庭園その他の名勝地（名勝及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として人文的なものにあつては造成後五十年を経過したものは自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 造園文化の発展に寄与しているもの
- 二 時代を特徴づける造形をよく選んでいるもの
- 三 再現することが容易でないもの

〔動物、植物及び地質鉱物関係〕

動物、植物及び地質鉱物（天然記念物及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、国土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 我が国において作り出された飼養動物及び飼育地
- 二 我が国において作り出された栽培植物及び生育地
- 三 動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本
- 四 前三号に掲げるもの以外の地域独特の自然物又は自然現象

【解説】

【遺跡関係】

- ① 「近代まで」とは、第二次世界大戦終結頃までを指す。
- ② 「我が国の歴史を理解する上で重要なもの」とは、我が国の歴史を

理解する上で必要な存在になっているものをいう。

例えば、政治・経済・文化・社会等の分野における遺跡のうち、当該歴史事象をよく現し、かつ、わが国の歴史をひろく国民が理解するのに資するものをいう。

- ③ 「地域の歴史の特徴を表しているもの」とは、地域の中で定着・発展し、地方独自の特性を表わしているものをいう。

例えば、地域的な特性により独自に定着・発展した産業遺跡等をいう。

- ④ 「歴史上の人物等に関するもの」とは、政治、経済、文化、社会等の分野での定着・発展を語る上で重要な人物、事柄、事件等に関するものをいう。

例えば、そうした人物、事柄、事件等を認識するのに必要な遺跡を言い、生家や旧居、墓又は人物の活躍した場等をいう。

【名勝地関係】

- ① 「公園、庭園その他の名勝地」とは、公園・庭園・植物園・墓園・並木道・広場など造園的な構成及び素材を持ち地域の空間的骨格を成す場所又は地域独特の峡谷、海浜、山岳など自然の要素から成る名所など景勝地等をいう。

- ② 「人文的なものにあつては造成後五十年を経過したもの」とは、造成に長時間を要したもので、当該敷地のうち敷地の全体が登録の対象となる名勝地の場合は敷地全体の造成期日、敷地の一部が登録の対象となる名勝地の場合は当該登録の対象となる敷地の一部の造成期日から五十年を経過したものをいう。

- ③ 「自然的なものにあつては広く知られたもの」とは、名勝地として人々に広く知れわたったものをいう。

- ④ 「造園文化の発展に寄与しているもの」とは、休養・娯楽・行楽、学習・教育等の諸活動を通じ、人間の自然観の醸成又は空間の創造において重要な意義を持ち、以て造園文化の発展に寄与しているものをいう。

⑤ 「時代を特徴づける造形をよく遺しているもの」とは、各時代に数多く見られる類型の中でも、特に意匠又は構造面の特徴となる造形を総体又は部分においてよく遺しているものをいう。

⑥ 「再現することが容易でないもの」とは、造成後相当の年数（五十〜百年）を経過したことにより、現在同様のものを造成するには多大な費用が必要なもの、同様のものを造成することが技術的に困難であるもの、あるいは構成される自然物の性質等により再現が困難であるものをいう。

【動物、植物及び地質鉱物関係】

① 「国土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なもの」とは、国土の形成に関わった自然物又は自然現象で、地質時代における長い歴史、日本列島南北に広がる多様な自然環境、その中で醸成されてきた人と自然との関わりを理解する上で重要な動物、植物、地質鉱物をいう。

② 「我が国において作り出された飼養動物及び飼育地」とは、地域の需要に応じて作り出された畜養動物及びその飼育地のうち、品種、対象物、飼育地域が特定できるものをいう。
例えば、日本在来馬・豚などで一定地域において飼育されていたものが挙げられる。

③ 「我が国において作り出された栽培植物及び生育地」とは、日本人の生活、日本文化の基盤である衣食住の素材、観賞のために、地域の特性に応じて作り出された栽培植物及びその生育地のうち、品種、対象物、生育地域が特定できるものをいう。
例えば、特定の地域のみで栽培されている野菜類・果樹類、在来の鑑賞用植物などで、地域の特徴を表しているもの、流通の変化等により生育地域が限定されているものが挙げられる。

④ 「動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本」とは、コレクション、学術標本などで重要なものをいう。

例えば、代表的な動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石のコレクション、我が国で最初に発見され記載された動植物、絶滅した動植物などの標本である。

⑤ 「前三号に掲げるもの以外の地域独特の自然物又は自然現象」とは、上記以外の自然物及び自然現象で、地域の自然、人と自然との関わりを理解する上で重要なものをいう。

例えば、三角州・蛇行河川・リアス海岸・火山などの大規模な地形、樹氷・偏形樹などの気象的なあるいは季節的な自然現象、地域の特徴を示す自然物が挙げられる。